マージン率等の公開資料

2012 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

2022 年度労働者派遣事業の実績とマージン率等

事業年度	2024 年 11 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日まで
許可番号	派 13-309704
許可年月日	2018 年 3 月 1 日
事業所名称	株式会社パーフェクトマニージ
事業所所在地	東京都千代田区隼町 3 番 19 号隼東幸ﾋﾞﾙ 6 階

派遣労働者数	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 1 日 8 時間当たりの平均	派遣労働者の賃金 1 日 8 時間当たりの平均	マージン率
6 名	6 社	33,625 円	18,472 円	45.06%

【マージン率の計算方法】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均金額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

なお、マージンは以下の費用などが含まれ、次の計算式で算出されます。

社会保険料等の事業主負担分	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先からは徴収できません）
会社運営に係る経費	健康診断、採用、営業、就業管理費用等、事業運営にあたる労働者の人件費、および事務室賃貸料や広告宣伝費、通信費をはじめとする諸費用
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費用を差し引いた利益